

令和6年度 消防設備士講習受講案内

実施機関 鳥 取 県
受託機関 (一社)鳥取県消防設備協会

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講義務者

消防設備士免状の交付を受けている方は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内にこの講習を受講しなければなりません。

(ただし、所定の期間(上記の2年又は5年)内に同じ講習区分を受講した方は、今回受講する必要はありません。)

○講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は最初の免状交付が基準となります。

○案内が重複する場合がありますので、必ず自分の受講歴をよく確認してから申請してください。

○どの都道府県でも受講は可能です。日程等は受講地にお問い合わせください。

2 講習月日及び場所

講習区分と対象となる消防設備士の種類	開催日	定員	場 所
消 火 設 備 (甲・乙第1・2・3類)	10月9日(水)	160	鳥取県立 倉吉体育文化会館
避難設備・消火器(甲・乙第5類及び乙第6類)	10月10日(木)	160	
警 報 設 備 (甲・乙第4類及び乙第7類)	10月11日(金)	160	

3 講習科目及び時間割 (時間厳守)

時 間	科 目
9:15～9:30	受 付 (受講票と消防設備士免状の提出)
9:30～12:00	1 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 効 果 測 定 (テキスト使用可) 解 説
12:00～12:50	昼 休 憩 (科目免除者受付 12:30～12:50)
12:50～17:00	2 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 効 果 測 定 (テキスト使用可) 解 説 免 状 返 却

4 講習科目の一部免除

1つの区分の講習を受けた後、6か月以内に他の区分の講習を受けようとする方は、講習科目の「1 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項」の受講を免除します。

※今回2区分以上を受講する場合は、2区分目から科目1の法令が免除されます。この場合も申請書は各講習区分毎にそれぞれ作成し、同時に提出(同封)してください。

5 受講申請書の申請期間及び提出先

(1) 受付期間 (郵送のみの受付となります)

8月1日～8月31日

先着順で受付し、定員になり次第締め切ります。

※定員に達しない場合は受付を延長する場合があります。・・・協会までお問い合わせください

(2) 提出・問い合わせ先

一般社団法人鳥取県消防設備協会

〒680-0842 鳥取市吉方183-4 佐竹ビル2 TEL0857-26-5165

(3) その他

受付期間中にやむを得ず取消をする必要が生じた方は受講申込取消申請を行う事ができますので協会までお問合せください。

ただし、受講申請受付期間を過ぎた場合は申請書、手数料などは理由のいかんを問わず返却しません。

6 受講料及び提出書類等

(1) 受講申請書

受講する講習区分ごとに各1通提出してください。

※受講料をまとめて振り込みした場合は申請書も一通の封筒にまとめて送ってください。

消防設備士免状の写し貼付欄は写真と文字等がはっきりわかるようにコピーし、貼付してください。

※記入漏れがないように注意してください。

(2) 受講手数料 (非課税)

1つの区分につき**7,000円** ※まとめて振込の場合は[申請数×7,000円]となります。

○ゆうちょ銀行の窓口又はATMより振り込みの場合

記号・番号 **01300-2-105581**

加入者名 一般社団法人鳥取県消防設備協会

○他の金融機関から振り込みの場合

ゆうちょ銀行 金融機関コード **9900**

店番 **139** 当座 一三九店 (イチサンキュウ店)

口座番号 **0105581**

・払込手数料のご負担をお願いします。

・必ず各受講申請書裏面「受講手数料7千円の払込証明書の貼付欄」に払込証明書又は振込日、振込先、金額、払い込みした方の名前等の内容がはっきりとわかるものの写しを貼ってください。

・払込証明書等の原本は領収証となりますので、申請者が保管してください。

※受講料をまとめて振り込んだ場合は申請数分の払込証明書の写しを作成し、それぞれの申請書に貼り付け、1つの封筒にまとめて送ってください。

・最終ページの「受講手数料の払い込みについて」もご確認ください。

7 受講票

受付期間終了後、受講番号を付した受講票を郵送します。(9月中旬頃の予定)

9月末までに届かない場合は協会へお問い合わせください。

8 消防設備士免状

講習修了者の消防設備士免状には、講習を修了したことを記載しますので講習当日免状を持参し提出してください。

なお、遅刻や途中退出等により受講時間が不足したときは修了の証明ができませんので特に注意してください。

※免状が交付されてから10年経過している方は受講日までに書換え手続きをお済ませください。

免状の写真書換・再交付等に関する事は次のところに問い合わせてください。

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 TEL0857-26-8389

9 受講者心得等

当日は**受講票・消防設備士免状・筆記用具**を持参してください。テキストは当日会場で配布します。

受講票には受講番号が記載してあります。当日はその番号の席で受講してください。

会場では係員の指示に従ってください。

10 講習の中止又は延期について

講習開催日などに台風、暴風、大地震などの災害が発生又は発生することが予測され、講習の実施が困難な場合は中止又は延期する場合がありますのでご承知ください。

なお、講習の実施を中止又は延期する場合は、協会のホームページ、フェイスブック、当日の講習会場などにその旨お知らせしますので、確認をお願いいたします。

[講習当日のお問い合わせ先…TEL090-1768-6420]

受講に際してのお願い

1. 発熱がある場合は入場をお断りすることがあります。
体調がすぐれない場合は係員にお申し出ください。
2. 受講前「2週間」は、3つの密を避けた行動を心掛け、手洗い、手指消毒、うがい等の感染対策を行いましょう。
3. 会場でのマスク着用は個人の判断にお任せしますが、新型コロナウイルス感染症の症状軽快後も発症から10日間はマスク着用など周囲にうつさない配慮をお願いします。

受講手数料の払い込みについて

Q インターネットバンキングで振り込みました。払込証明書はどうすればよいですか

A 振込振替結果等を印刷してご利用ください。また、スマートフォンの場合はスクリーンショット等で画面を記録し、その部分を印刷してご利用ください。

振込内容(振込日・振込先・金額・払込人名)がわかる部分を印刷し、所定の欄に貼付してください。

Q 払込人と受講者の名前が違う場合はどうすればよいですか

A 払込証明書に受講者名を記入して下さい。

Q 複数区分受講したいのですが、まとめて振り込みしてもよいですか

A 手数料は受講する区分×7,000円です。払込証明書は2区分(14,000円)振り込みされた場合は2枚作成し、3区分(21,000円)の場合は3枚作成し、それぞれの申請書に貼付し、1通の封筒にまとめて郵送してください。

Q 会社でまとめて複数名分申し込みをしたいのですがどうすればよいですか

A 会社名で振込していただき、添付する払込証明書に受講者名をそれぞれ記入してください。

手数料は申請書の数×7,000円です。払込証明書は申請書の数分作成していただき、それぞれの申請書に貼付し、1通の封筒にまとめて郵送してください。

講習会場 鳥取県立倉吉体育文化会館 倉吉市山根529-2

TEL 電話0858-26-4441

